

佐久地域流域水循環計画（素案）に関する 意見募集の実施結果

1 意見募集の概要

（１）意見募集期間

令和３年６月１７日（木）から７月７日（水）まで

（２）素案の公表方法

ア 佐久市ホームページへの掲載

イ 佐久市役所市民ホール、環境政策課窓口、各支所経済建設環境係窓口に閲覧用として設置

（３）意見の募集方法

ア 郵送

イ 持参（佐久市役所環境政策課）

ウ ファクシミリ

エ 電子メール

オ ながの電子申請サービス

2 意見募集の結果

（１）提出された意見 １名１２件

（２）提出された意見の概要とそれに対する協議会の考え方 別紙のとおり

「佐久地域流域水循環計画（素案）」に対して提出された意見の概要と協議会の考え方

No	意見要旨	協議会の考え方
1	計画の前提について 「佐久地域流域水循環協議会」の法的地位が不明確であり、責任と権限についても明記されていない 佐久市や他の関係自治体が公式にパブリックコメントを求め、さらに行政に反映させるのであれば、法的な根拠を明確にすべきである。 仮にこの前提が曖昧なままであれば計画自体が意味をなさないことになる。	佐久地域流域水循環協議会は、佐久地域の流域全体の水循環計画を策定するために設立した任意の協議会で す。本計画は佐久地域全体における水資源の将来像を設定し、将来像実現に向けた基本方針と取組の方向性 を示すマスタープランであります。法定計画ではなく、各市町村の水に関わる計画、施策・取組などとの整合に留 意するものの、それらに対して制約や影響を及ぼすなどの直接的な関係を有するものではありません。 ただし、水循環基本法第5条（地方公共団体の責務）により、水循環基本計画を踏まえて策定しており、計画策定 後は本計画で示す方向性を踏まえ、各市町村でアクションプランあるいは関連計画で詳細な施策・取組を実施し てまいります。
2	ヘイトスピーチとの関係 下記の記述は佐久市が中心となって外国資本による買収を問題にしてきたことを指すことは明らかだが、ヘイトスピーチで あり、人種差別撤廃条約第4条(b)(c)違反である。（注1） > 水源地である山林の買収などへの危惧から、佐久地域の市町村において、水資源保全のための条例などを制定し、取水 の規制、届出制などの取組が進められています。 このようなヘイトスピーチを公的団体（行政を含む）や公職にある者が行う、容認することは他のヘイトスピーチを正当化す る口実となるという弊害も引き起こす。 従って、過去の言動が誤っていたことを公式に謝罪すると共に、今後もヘイトスピーチを行わない、容認しないことを明確に すべきである。 （注1） 日本政府は第4条(a)(b)を留保しているが国際社会からは撤回を求められている。 ヘイトスピーチ禁止法の制定によって事実上(b)留保の理由がなくなったのに変えていない。 (c)は留保していないものの対応する明確な国内法が制定されていないが、だからといって守らなくてもよいということには ならない。 人権侵害への「寛容な」姿勢や国内人権機関が未設置であることによって、大臣や国会議員を含む様々な人や団体による 差別発言が相次ぎ、国際社会からの批判が強まっている。 国際社会は一貫して人権を重視する方向で動いてきたが、特に「ビジネスと人権に関する指導原則」はサプライチェーンま で責任を持たなければならないので人権軽視は経済的な影響も大きく、法制化を進めている国々との差は開いている。	ご指摘の記述につきましては、民法第207条（土地所有権の範囲）において、土地の所有権は、その土地の上下 に及ぶものであると定められていることから、水源地である山林が買収されることにより、佐久地域の水道水源の ほぼすべてをまかなっている地下水等水資源に影響を及ぼさないよう条例などを制定し、取水の規制、届出制の 取組が進められたものであります。その他、いただいたご意見につきましてはご意見としてお伺いしました。
3	水資源保全の要件 問題の本質を外れた議論を進めることによって現状把握や分析がゆがめられ、対策が整理されていない。 水資源の確保にとって重要なことは次の3点である。 ・森林生態系の保全 ・様々な汚染の防止 ・適正使用量の厳守	本計画は、流域の市町村や地域住民・団体等が同じ方向性（将来像及び目標）で連携・協働して水に関する取組 を行う流域マネジメントを推進するためのマスタープランとして作成しております。 ご意見のありました3点については第3章（佐久地域における水に関する取組）及び第5章（目標の達成に向けた 施策・取組）の中で触れておりますが、今後、各市町村のアクションプラン、関連計画で、個々の要因について施 策・取組を検討、実施する際の参考とさせていただきます。
4	森林生態系の保全と林業 森林に関わる産業の中で生態系に最も影響が大きいのが林業であるが、日本の林業政策は一貫性を欠いてき たために、産業としても環境面でも問題が山積している。 林業が主要産業となっている国もあり、近年では持続可能性の点からESG投資の対象となっているが、日本で まず取り組むべきことは森林と林業に関心を持つ人を増やすことである。関心を持つ人が増えれば産業面からも 環境の点からも良い方向に向かうことが期待できる。 林業先進国では好ましい生態系を保全しながら産業としても成立させているが、日本ではほとんど実現できて いない。むしろ補助金を目当てにした破壊的な施策が目立っている。さらに木質バイオマスのエネルギー利用は 「熱を主、発電を従」としなければならないのに、FIT制度によって20年間しか考慮しない大規模事業も県内に複 数存在する。 外国の森林（主として熱帯林）での収奪的な伐採は、現地の環境と人権に重大な悪影響を与えると共に日本の 林業を衰退させてきた。 国有林以外の森林の管理と利用は基本的に所有者の自由となっているが、大半が細分化されているだけでは なく、林業の衰退に伴って事実上放棄されていることが多い。 このため、産業としての採算性が悪く、死傷事故が多く、環境保全や災害防止の点でも全く不十分である。	本計画においても森林保全における林業・木材産業の振興は重要な要素だと考えており、第5章（目標の達成に 向けた施策・取組）の中で記載をしております。いただいたご意見は、今後、各市町村のアクションプラン、関連計 画で、個々の要因について施策・取組を検討、実施する際の参考とさせていただきます。

No	意見要旨	協議会の考え方
5	水資源の汚染 水資源として利用できるように汚染を取り除くことは技術的にも経済的にも大きな負担なので、汚染を自然生態系が対処できる範囲に留めることが重要である。 汚染源としては、工場や産業廃棄物処理場の排水、ゴルフ場などもあるが、農業の農薬や肥料による影響が量的には最も多いと思われるので、有機農業への転換を積極的に推進すべきである。 畜産からの汚物については、エネルギー源として利用するとともに環境負荷を減らすことができる。 原発事故による放射能の汚染は現在も続いているので、直ちに廃止することを強く求めるべきである。	佐久地域においても、土壌中のリン酸過剰や硝酸態窒素による地下水汚染などの課題を抱えている地区もあり、水質保全については重要なことと考えており、第5章(目標の達成に向けた施策・取組)の中で、水質保全についての記載をしております。いただいたご意見は、今後、各市町村のアクションプラン、関連計画で、個々の要因について施策・取組を検討、実施する際の参考とさせていただきます。
6	森林生態系と水資源 表層水、地下水、湧水の何れについても森林があつてこそ水源が存在するのである。 水源を継続的に利用するためには、取水地点の保全と広範囲の森林生態系の保全の両方が必要である。 前者は取水施設の保護、汚染防止、過剰利用による枯渇防止という点から重要であり、土砂崩れ対策なども含まれる。 後者は水源を安定的に確保するために必須である。 長野県の水資源に関するよく似た2つの条例や今回の計画は前者だけが重要視されているが、重要なのは後者である。これは千曲川や他の河川の流域がどのようになっているかを見れば明らかであるし、水循環基本計画からも容易に理解できる。 水循環基本計画でも指摘されているが、温暖化による気候変動は降雨・降雪に影響するだけではなく、森林生態系を脅かし、水源の不安定化や災害を引き起こす要因となる。従って、水資源の安定的な確保のためには温暖化防止を優先課題としなければならない。	いただいたご意見は、今後、各市町村のアクションプラン、関連計画で、個々の要因について施策・取組を検討、実施する際の参考とさせていただきます。
7	水資源保全の基本的な認識 森林は水資源と密接な関係にあるが、問題にすべきは状態であつて所有者ではない。売買についても強制収容のような特別な場合を除けば理由を他人に説明する必要は無いので、契約の目的が不明かどうかは問題ではない。 状態を変更したり危険な状態が放置されることこそが問題であるが、これらは売買や貸借、使用許諾などの有無ではなく、責任の所在が明確になっていることが重要である。 公共工事を含む開発行為によって状態が変わり、水資源に影響したり土砂崩れなどの災害の原因になった例は多い。つまり所有者の移動は目的が明確である場合こそ問題にすべきなのである。	
8	林業以外による森林生態系への影響 近年の森林伐採で懸念されるのがメガソーラーである。 他の開発行為に比べても、面積が広く、雨水の流出速度が速いと思われる。 1か所当たりの規模を制限するとともに環境負荷を厳しく評価する必要がある。 鉄道や道路による環境や災害への影響は例外としてはならず、工事中も完成後も厳しく評価しなければならない。 当然ながら、長野県の水も他県の水も重要さに変わりはない。	
9	森林生態系と川、海の生態系 森林生態系には河川も含まれる。 治水に関しては洪水を完全に抑え込むことは不可能だと認識された結果「流域治水」という考え方に転換したが、利水も制約が必要である。ダムは土砂も堰き止めるので海岸の形状や海の生態系にも影響する。 「森は海の恋人」は湾に流れ込む川の上流の森林が海の生態系に影響することを指しているが、アムール川流域の森林と親潮の間でも規模は異なるが同じ関係にある。	
10	過剰利用 過剰利用で最も影響が大きいのは水力発電であり、特に本流の水量が長距離に渡って減少する場合である。 表層水が減れば地下水脈にも影響を与えるし、生態系への影響も大きいので、最小水量の確保や変化を環境の点から再評価する必要がある。 工場などでの水利用は技術改良によって大きく減少したし、排水の汚染も基準以下であると思われる。飲料関係の原料としては使用量を制約することで持続的な利用が可能と思われる。	
11	水道民営化 政府は水道民営化を進めようとしているが、グローバル企業などを利するだけで住民の利益にはならないし、水道事業の持続可能性は全く保証されない。 世界には水道民営化によって大きな犠牲を強いられた地域が多く、公営に戻す必要性が認識されてきた。(注2) (注2) 佐久市のウェブサイトに掲載されていたコチャバンバ市(ボリビア)は有名である。	

No	意見要旨	協議会の考え方
12	貿易による水資源の移動 水循環基本計画には国際貢献が述べられているが、日本が優先的に行うべきはバーチャル・ウォーター（仮想水）の輸入を減らすことである。穀物（飼料を含む）や畜産物（加工品を含む）を輸入することは、その生育に必要な大量の水を輸入していることに他ならない。 自分たちさえ良ければ済むという考え方から脱却することこそ、持続可能な社会を次世代に引き継ぐために必要である。	本計画は、流域の市町村や地域住民・団体等が同じ方向性（将来像及び目標）で連携・協働して水に関する取組を行う流域マネジメントを推進するためのマスタープランとして策定していることから、貿易に関する内容は含まれておりません。